令和８年（再イ）第３５号
三重県桑名市大字福島962番地　スペリア桑名アネックスⅠ　1102号
再生債務者　阿部　秦華
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第１６号
鳥取県米子市錦海町２丁目６番13号
再生債務者　武田　　亘
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第５号
福岡県飯塚市太郎丸480番地７
再生債務者　木野　一平
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和８年（再イ）第９０号
北九州市八幡西区泉ケ浦２丁目22番38―403号
再生債務者　秋本　拓也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第４１号
鹿児島市皇徳寺台３丁目50番８－３号
再生債務者　飯田あゆみ
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第５号
新潟県燕市五千石2812番地３
再生債務者　飯塚　　信
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日　新潟地方裁判所三条支部

令和７年（再イ）第４４号
愛媛県松山市古川北２丁目19番20号　高池アパート５号
再生債務者　平田　誠二
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２号
静岡県富士市富士岡167番地の６
再生債務者　山田　和弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第４号
香川県高松市神在川窪町221番地13
再生債務者　水本　淳一
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再ロ）第２号
滋賀県東近江市東沖野三丁目８番13－１号
再生債務者　川本　　聡
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月13日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号
秋田県由利本荘市松街道45番地３　パインロード　103号室
再生債務者　石川　菜穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和８年（再ロ）第１号
静岡県裾野市御宿1500番地　矢崎独身寮4529
（前住所）静岡県静岡市駿河区小鹿685番地の29
再生債務者　渡辺　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第３号
埼玉県越谷市千間台東三丁目496番地14
申立人　村岡伯子
住所・居所　不明
（最後の住所）
中華民国台北市大安区通安里003鄰
信義路四段258号７階
所在等不明共有者　何健捷
住所・居所　不明
（最後の住所）
中華民国台北市古亭区華林里８鄰南昌一段42号
所在等不明共有者　何健智
届出期間満了日　令和９年2月６日
令和８年10月６日
さいたま地方裁判所越谷支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　越谷市千間台東３丁目
地番　496番14
地目　宅地
地積　97．50平方メートル
所在等不明共有者何健捷の持分　８分の１
所在等不明共有者何健智の持分　８分の１
2　所在　越谷市千間台東三丁目　496番地14
家屋番号　496番14
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　28．41平方メートル
２階　25．67平方メートル
所在等不明共有者何健捷の持分　８分の１
所在等不明共有者何健智の持分　８分の１